



平成 24 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 イ ー ピ ー エ ス 株 式 会 社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 徹 浩
役 職 氏 名 会 長
(登録銘柄 コード番号：4 2 8 2 東証一部)
問 い 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 折 橋 秀 三
管 理 本 部 長
電 話 番 号 0 3 - 5 6 8 4 - 7 7 9 7 (代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年11月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年12月21日に開催予定の当社第22回定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更理由

- (1) 株主総会の運営について柔軟な対応を可能とするため、株主総会の招集権者及び議長に関する規定に所要の変更を行うものであります。(現行定款第12条)
- (2) 会社経営を合理的に運営するため、取締役会の招集権者及び議長を原則として会長とするものであります。(現行定款第21条)

2. 変更の内容

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第 12 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第 12 条 株主総会は、 <u>取締役会においてあらかじめ定めたところに</u> 従い、 <u>取締役会長または</u> 取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役会長または</u> 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役会長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 24 年 12 月 21 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 : 平成 24 年 12 月 21 日 (金曜日)

以 上